⑶　入札説明会の日時及び場所　平成23年11月25日14時00分　日本中央競馬会小倉競馬場事務所
⑷　入札、開札の日時及び場所　平成23年12月２日14時00分　上記⑴の住所内
4　その他
⑴　契約手続において使用する言語及び通貨　日本語及び日本国通貨
⑵　入札保証金及び契約保証金　免除する。
⑶　入札の無効　本公告に示した競争参加に必要な資格のない者の提示した入札書及び入札条件に違反した入札書は無効とする。
⑷　契約書の作成の要否　要
⑸　落札者の決定方法　本公告に示した物品を作製し納入できると本会契約担当者が判断した業者で、予め本会が決定した基準重量に対し、最も有利な条件で有効な入札を行った者を落札者とする。
5　Summary
⑴　Official in charge of contract : Keiichiro Nakamura Assistant General Manager of the Kokura Racecourse of Japan Racing Association
⑵　Classification of the products to be procured : 10
⑶　Nature and quantity of the services to be required : Original Gold Cup etc.
⑷　Delivery period : As shown in the tender documentation.
⑸　Delivery place : Kokura Racecourse
⑹　Qualifications for participating in the tendering procedures : A, B, C or D.
⑺　Time limit of tender : By 2 : 00 p.m. 2 December 2011.
⑻　Contact point for the notice : General Affairs Section, Japan Racing Association, Kokura Racecourse, 4－5－1, Kitagata, Kokuraminami-ku, Kitakyusyu-shi, Fukuoka, 802―0841 Japan TEL 093―962―3236

入札公告の取消

次のとおり一般競争入札に関する公示を取り消します。
平成23年11月7日
独立行政法人理化学研究所
契約業務部長　石川　　弥

◎調達機関番号　572　◎所在地番号　11
○23 第44号
平成23年10月19日（号外政府調達第196号９ページ）掲載した「新人事システム　一式」の入札公告を取り消します。

入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。
平成23年11月7日
支出負担行為担当官
東北地方整備局長　徳山日出男
◎調達機関番号　020　◎所在地番号　04
1　工事概要
⑴　品目分類番号　41
⑵　工事名　津軽ダム取水ゲート設備新設工事（電子入札対象案件）
⑶　工事場所　青森県中津軽郡西目屋村大字居森平地内
⑷　工事内容
①取水ゲート（多重式）製作据付純径間5.5m×扉高35.105m１門　②制水ゲート（整流板一体型）製作据付φ2,730㎜１門　③底部取水ゲート（スライドゲート）製作据付φ780㎜１門　④底部取水管（φ600㎜）１条　⑤導水管（ベルマウス部、φ2,730㎜～φ2,100㎜）１式　⑥付属設備１式　⑦操作制御設備１式
⑸　工期　契約締結日の翌日から平成26年12月５日まで
⑹　使用する主要な資機材　鋼材　約300ｔ
⑺　工事実施形態
①　本工事は、総価契約単価合意方式の対象工事である。本工事では、受発注者間の双務性の向上とともに、契約変更等における協議の円滑化を図るため、契約締結後受発注者間の協議により総価契約の内訳として単価等を合意することとする。なお、本方式の実施にあたっては、「総価契約単価合意方式実施要領」及び「総価契約単価合意方式実施要領の解説」に基づき行うものとする。また、実施方法については、単価等を個別に合意する方式（以下「単価個別合意方式」という。）によることとする。なお、協議開始から14日以内に「単価個別合意方式」による協議が整わない場合は、「単価包括合意方式」にて行うものとする。（実施要領等については、国土交通省ホームページを参照http://www.mlit.go.jp/tec/sekisan/sekkei.html）
②　本工事は、入札時に施工方法等に関する技術提案（以下「技術提案」という。）を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する入札時ＶＥ方式（総合評価落札方式）の適用工事である。
③　本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。
④　本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後ＶＥ方式の試行工事である。
⑤　本工事は、構造の細部等の設計を工事で実施する詳細設計付き施工発注方式の試行工事である。
⑻　本工事は、資料の提出、入札等を電子入札システムで行う対象工事である。なお、電子入札システムによりがたい者は、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えることができるものとする。
2　競争参加資格
⑴　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
⑵　東北地方整備局における機械設備工事に係る一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。
⑶　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記⑵の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
⑷　平成８年４月１日以降に、発注者から直接請負った者（以下「元請け」という。）として製作・据付し、完成・引き渡しが完了したダム用水門設備工事における下記①又は②の何れかの要件及び③の要件を満たす施工実績を有すること（共同企業体の構成員としての施工実績は出資比率が20%以上の場合のものに限る。）。
①　１門当りの取水量が17㎥／ｓ以上の多重式ゲート又は多段式ゲートの施工実績。
②　１門当りの扉体面積が24㎡／門以上のローラゲート又はラジアルゲートの施工実績。
③　当該施工実績が適切なものであること。適切なものとは、過失による粗雑工事に起因した指名停止、契約違反に起因した指名停止を受けていないなど、不正又は不誠実な行為がなされたものでないこと。また、当該施工実績が大臣官房官庁営繕部又は地方整備局の発注した工事（旧地方建設局を含み、港湾空港関係を除く。）に係る実績である場合にあっては、工事成績評定点が65点未満のものを除く。
⑸　次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。ただし、本工事において、現場施工に着手するまでの期間及び工事完成後、検査が終了し事務手続、後片付け等のみが残っている期間については、必ずしも主任技術者又は監理技術者の専任は要しない。また、本工事の工場製作のみが行われている期間は、主任技術者又は監理技術者の専任は要しないが、工場から現地へ工事の現場が移行する時点からは、主任技術者又は監理技術者を専任で配置できるものでなければならない。
①　１級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。